

寄附の不当勧誘に係る情報の受理・処理等件数表

(件数)

期 間	令 和 5 年 度 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)	令 和 6 年 度 (上 半 期) (令和6年4月1日～令和6年9月30日)
<b>1. 情報の受付件数</b>	<b>1701</b>	<b>699</b>
<b>2. 調査対象情報件数</b>	<b>97</b>	<b>33</b>
(1) 新受 (当期新たに生じた受理件数)	97	21
(2) 旧受 (前期調査中件数)	−	12
<b>3. 処理件数</b>	<b>85</b>	<b>25</b>
(1) 勧告又は命令を実施したもの	0	0
(2) 勧告又は命令を実施する法令上の要件を満たさないもの	0	0
(3) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	14	8
(4) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	51	11
(5) 法律施行日前の事案と認められるもの等	20	6
<b>4. 調査中件数</b>	<b>12</b>	<b>8</b>

(注)

1 「寄附の不当勧誘」：法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）で定める配慮義務（第3条）又は禁止行為（第4条、第5条）の規定に違反するもの

2 「期間」：消費者庁における手続の期間

3 「調査対象情報件数」：「情報の受付件数」計上の全件について、寄附の不当勧説が疑われる内容を含むものを確認した結果、調査すべき対象として受理した情報等の新受及び旧受。